

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 9 月 30 日

経 理 責 任 者

独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構

奈 良 医 療 セ ン タ ー 院 長 平 林 秀 裕

1 調 達 内 容

(1) 品 目 分 類 番 号 4、32

(2) 購 入 等 件 名 及 び 数 量

医 療 材 料 (O c t r o d e リ ー ド 30 c m 外) 一 式
品 目 及 び 購 入 予 定 数 量 は 、 入 札 説 明 書 に
よ る 。

(3) 納 入 期 間

自 令 和 4 年 11 月 1 日

至 令 和 6 年 6 月 30 日

(4) 納 入 場 所 独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 奈
良 医 療 セ ン タ ー

(5) 入 札 方 法

ア (2) で 示 す 医 療 用 材 料 を 入 札 に 付 す
る 。

イ 入 札 金 額 に つ い て は 、 納 入 に 要 す る 一
切 の 費 用 を 織 り 込 ん だ 上 で 品 目 単 価 を 記

載すること。

ウ 入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、イの単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額に当院が提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の総価（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札書には総価（10パーセントに相当する額を加算した金額）を記載すること。

（6） その他

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第2条の規定に基づき単価契約とする。

2 競争参加資格

（1） 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別

の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 高度管理医療機器等の販売の許可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 購入物品を、経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することが出来ることを証明した者であること。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8053 奈良県奈良市七条2-789
独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 契約係 電話 0742-45-4594
内線 1826
- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

令和4年10月25日 17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和4年10月27日 10時00分

院内会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(3)から(5)の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 第一交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格（総価）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。